

# 青森県報

第四百十号

令和二年  
四月三日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(河川砂防課) ……一
- 公有水面埋立ての免許の出願の要領……………(港湾空港課) ……二
- 公 告
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域  
県民局) ……三
- 右 同……………(三八地域  
県民局) ……三
- 右 同……………( 同 ) ……三
- 教育委員会
- 県名勝の解除……………(文  
化課財) ……四

## 告 示

### 青森県告示第三百四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三  
 条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第  
 三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備  
 部に備え置いて縦覧に供する。

令和二年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 沢田3号急傾斜地崩壊危険区域  
 次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱一〇号までを順次結んだ線及び  
 標柱一号と標柱一〇号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標  
 柱一〇号を結んだ線は市道十面沢二号線官民地境界線とし、標柱七号と標柱八号を結  
 んだ線は主要地方道弘前鱈ヶ沢線官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線  
 とする。

### 標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	弘前市	十面沢	轡	五四の一九
二	〃	〃	〃	五四の二四
三	〃	〃	〃	五四の二
四	〃	〃	〃	〃
五	〃	〃	〃	五四の一六
六	〃	〃	〃	六七の三
七	〃	〃	〃	〃
八	〃	〃	〃	一三七の一
九	〃	〃	〃	六五の二
一〇	〃	〃	〃	五四の一九

### 二 薬師堂急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び  
 標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱六号と標柱  
 七号を結んだ線は沢田川右岸官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とす  
 る。

### 標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	〃	〃	〃	〃
二	〃	〃	〃	〃
三	〃	〃	〃	〃
四	〃	〃	〃	〃
五	〃	〃	〃	〃
六	〃	〃	〃	〃
七	〃	〃	〃	〃
八	〃	〃	〃	〃

八	七	六	五	四	三	二	一	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	弘前市
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	葉師堂
〃	熊本	〃	〃	沢田	〃	〃	〃	熊本
一の一	七一	〃	〃	一二の一	〃	七二	三の一	

青森県告示第三百五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、令和二年三月十七日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、三八地域県民局地域整備部八戸港管理所及び八戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年四月三日

八戸港湾管理者 青森県  
 代表者 青森県知事 三村 申吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一  
 青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一  
 青森県知事 三村 申吾

二 埋立区域

1 位置

八戸市豊洲五の地先公有水面

2 区域

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

八戸市豊洲二の二、二の五、二の一八、五、二の二地先の公有水面及び五の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㉞の地点と㉟の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㉞の地点 電子基準点八戸基点（北緯四〇度三〇分五五秒二七、東経一四一度三〇分四〇秒六三）から二八度四七分三一秒 二〇二五・二八メートルの地点

- ㉟の地点 ㉞の地点から 三一六度一八分四四秒 二二・三六メートルの地点
- ㊱の地点 ㉟の地点から 四五度五六分三〇秒 六六・五三メートルの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から 二〇度四一分二四秒 二一・九七メートルの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から 三一五度五〇分三五秒 三四・一二メートルの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から 四六度五一分四四秒 一九・五二メートルの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から 三一五度四七分五八秒 一六・一二メートルの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から 四六度五一分五一秒 一二二・六五メートルの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から 一三六度三八分二九秒 八三・三八メートルの地点

3 面積

一三、五七九・六〇平方メートル

四 埋立地の用途

道路用地

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社木村工業
- 二 代表者の氏名 木村真人
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字三本木字川崎二七六の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第一〇六〇三号
- 五 取消年月日 令和元年十二月十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び鉄筋工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和元年十二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社三機溶接工業

二 代表者の氏名 堤健一

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字市川町字下中平沖七八の九二

四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第一二九〇〇号

五 取消年月日 令和二年一月八日

六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和元年十二月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社角重機工業
- 二 代表者の氏名 角武弘
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市小中野四丁目二の一六の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第三〇〇四七六号
- 五 取消年月日 令和二年一月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和二年一月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第二号

次の表に掲げる県名勝は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、令和二年三月十日付けで名勝に指定され、青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第三十九条第二項の規定により、県名勝の指定を解除されたので、同条第三項において準用する同条例第五条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和二年四月三日

青森県教育委員会

種別	名称	所在地	所有者
県名勝	成田家庭園	弘前市大字樹木一丁目二番地一〇	成田新一郎

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円